様式第１号（第６条関係）　　　　　（表）

令和　　年　　月　　日

阿見町長　宛

住所

事業者名

代表者名

電話番号

阿見町ふるさと応援寄附返礼品提供申込書

　阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領第６条の規定により，裏面のふるさと応援寄附返礼品取り扱いに係る確認事項を理解し，次の商品を阿見町ふるさと応援寄附金の返礼品として申し込みます。

　なお，個人情報の取扱いについては，関係法令のほか阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領第14条の規定を遵守することを誓約いたします。

　また，審査において，納税状況確認のため，町税の納税状況に関する情報について，町が確認することに同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 商品代（　　　　　　　　円）  商品名  　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ２ | 商品代（　　　　　　　　円）  商品名  　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ３ | 商品代（　　　　　　　　円）  商品名  　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ４ | 商品代（　　　　　　　　円）  商品名  　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ５ | 商品代（　　　　　　　　円）  商品名  　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

【添付書類】「事業者登録申請書」「返礼品申請書」

※「返礼品申請書」は返礼品ごとに作成してください。

（裏）

ふるさと応援寄附返礼品取り扱いに係る確認事項

（１）申込者は返礼品の発送等については，誠実に行う。また，限度数等を設け受付をした場合は，申込者は必ず発送を履行する。

（２）申込者が著しく信頼を損なう行為をした場合は，阿見町ふるさと応援寄附金への参加を取り消す場合がある。当該行為により町に損害が生じた場合は，申込者に対しその費用の支払いを求める場合がある。

（３）商品代については，その年度内の改定は行わないものとする。ただし，市場価格の著しい高騰等やむを得ない事情がある場合は，この限りではない。

（４）提供した返礼品の品質及び性能等に関する苦情並びに事故により生じた損害は，申込者の負担とする。ただし，町の責めに帰すべき理由による場合は，町の負担とする。寄附者に起因する返礼品の損害等による支払いは，町が負担する。

1. 取扱いや保管方法等について，注意が必要な返礼品について，申込者は必ず注意を促す表示をするものとする。表示のないもので，取り扱いや保管等で生じた損害は，申込者の負担とする。
2. 申込者は，返礼品の提供で知り得た情報を，他の目的に使用しない。